

平成二十五年八月七日

青森県教育委員会第七百七十五回定例会

期日 平成二十五年八月七日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号 県無形民俗文化財の指定及び県重宝の指定解除について

.....

1

議案第二号 学校職員の人事について

(非公開の会議)

議案第三号 学校職員の人事について

(非公開の会議)

三 その他

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組状況について

.....

2

職員の懲戒処分の状況

.....

3

四 閉会

議案第一号

県無形民俗文化財の指定及び県重宝の指定解除について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十条第一項及び第五条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県無形民俗文化財に指定し、及び県重宝の指定を解除する。

一 県無形民俗文化財に指定するもの

種別	名称	所在地	保護団体
県無形民俗文化財	鱒ヶ沢白八幡宮の大祭行事	西津軽郡鱒ヶ沢町	白八幡宮大祭保存会

二 県重宝の指定を解除するもの

種別	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月日
県重宝	日本刀 銘陸奥大掾橘盛宗 一口	八戸市新井田字 横町二一の二	鷹屋敷謙次郎	昭和三十九年 三月二十一日

[その他]

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組状況について

1 世界遺産登録推薦書原案提出

- (1) 日 時 平成25年7月24日 午前10時30分
- (2) 場 所 文化庁長官室
- (3) 提出先 文化庁長官 青柳 正規
- (4) 提出者 青森県 三村 申吾 知事、北海道 山谷 吉宏 副知事
岩手県 菅野 洋樹 教育長、秋田県 米田 進 教育長

2 世界遺産登録推薦書原案の内容

- ① 推薦名称 「北海道・北東北の縄文遺跡群」
- ② 構成資産 18遺跡(青森県9、北海道6、岩手県1、秋田県2)
- ③ 顕著な普遍的価値(評価基準iii、vを適用)

北海道・北東北の縄文遺跡群は、日本を代表する遺跡であり、人類が狩猟・採集・漁労を生活の基盤として定住を達成するとともに、縄文時代の約1万年間に見られた劇的な気候変動や環境変化にも適応し、自然と共生した事を示す、世界に類例のない、顕著で普遍的な価値を有する資産である。

3 今後のスケジュールについて

- ① 8月中 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の審議
- ② 未 定 世界遺産条約関係省庁連絡会議で次期推薦候補の決定
- ③ 9月30日〆切 推薦書(暫定版)提出(国→ユネスコ)
- ④ 2月 1日〆切 推薦書(正式版)提出(国→ユネスコ)

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成25年8月（7月1日～7月31日分）

青森県教育委員会

事案1（処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 事務職員（23歳 男性）
※平成23年度から平成24年度まで十和田市の小学校（A校）に勤務
- ②処分事由等
前任校であるA校に勤務していた平成23・24年度の2か年にわたり、十和田市から支給される就学援助費及び就学奨励費について、保護者の領収書を偽造する等の不適切な事務処理をし、その全部（合計133,431円）を私的費消のために横領していたもの。
- ③処分内容 免職
- ④処分年月日 平成25年7月5日

事案2（処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 校長（55歳 男性）
- ②処分事由等 上記横領（事案1）の監督責任（平成20年度から平成23年度までA校校長）
- ③処分内容 減給2月（給料の月額額の10分の1）
- ④処分年月日 平成25年7月5日

事案3（処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域十和田市の小学校 校長（53歳 男性）
- ②処分事由等 上記横領（事案1）の監督責任（平成24年度からA校校長）
- ③処分内容 減給2月（給料の月額額の10分の1）
- ④処分年月日 平成25年7月5日

事案4（処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域十和田市の小学校 教頭（49歳 男性）
- ②処分事由等 上記横領（事案1）の監督責任（平成22年度からA校教頭）
- ③処分内容 減給1月（給料の月額額の10分の1）
- ④処分年月日 平成25年7月5日